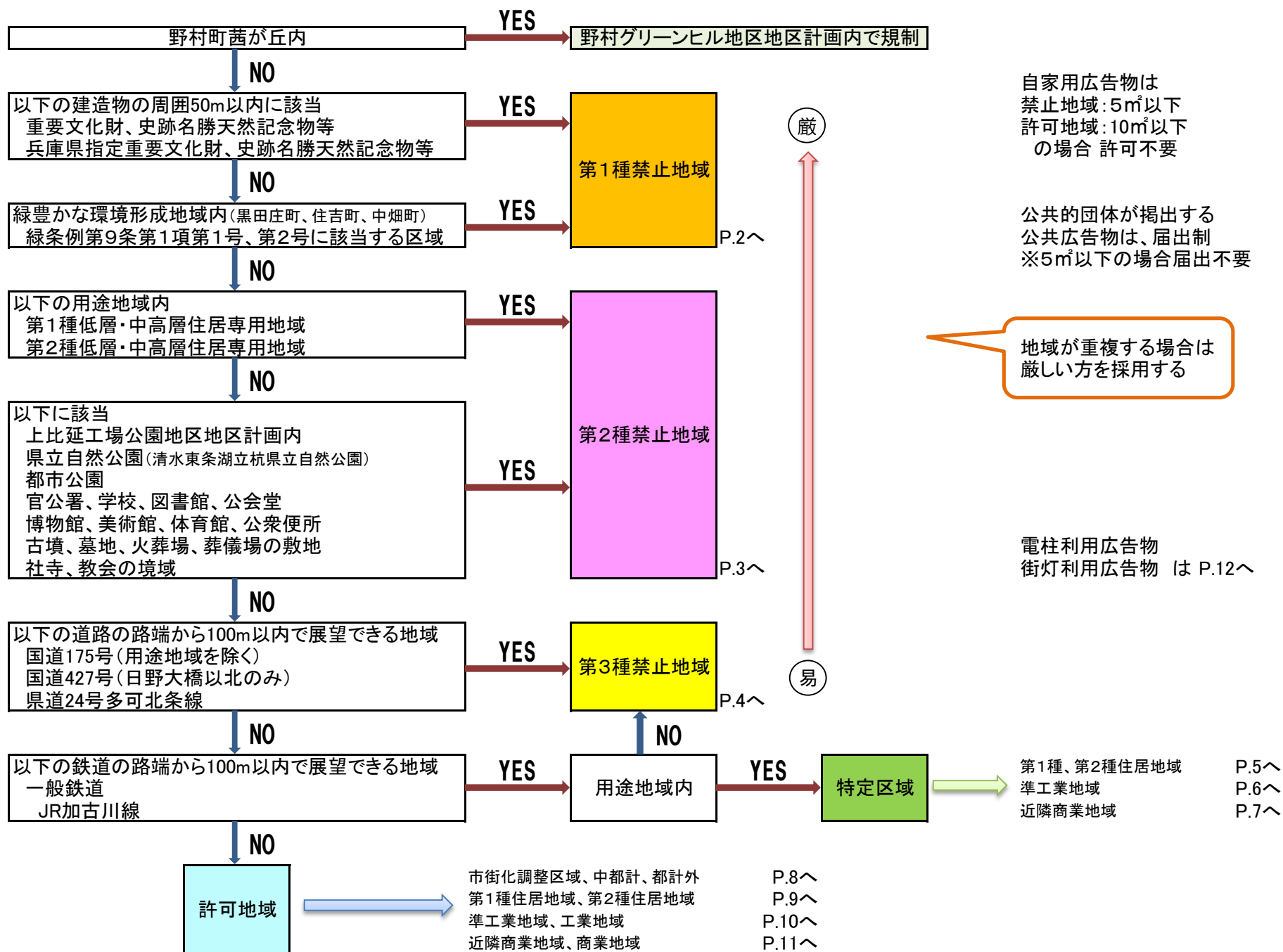


屋外広告物規制地域判定表



屋外広告物許可基準抜粋（禁止地域系）

第1種禁止地域			
自家用広告物		表示面積の合計	10㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下）
		数量	3枚（基、個）以下
		敷地内建植え広告物の地上からの高さ	5m以下
		掲出場所	屋上への掲出禁止
		色彩	①彩度の高い色（※1）の色数は2色以下 ②彩度の高い色を使用する地色（※2）部分の表示面の面積に対する割合1/2以下（色数が3色以下の場合を除く）
		その他の表示方法	①建築物の壁面からの突出禁止 ②ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止 その他許可地域の許可基準に適合していること
自己敷地外	建植え （野立広告物）	表示面積	禁止
		地上からの高さ	
		相互距離	
		掲出場所	
		色 彩	
		その他の表示方法	
	建植え （案内誘導広告物）	包括基準	○当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に限る ○位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとすること。
		1方向の表示面の面積 （広告塔はそれぞれ接する2方向の表示面の面積の合計）	○2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ○集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計8㎡以下、一つの施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積1㎡以下
		横の長さ	2m以下
		地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認められる場合及び集合案内誘導広告物にあっては5m以下）
		誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km以内
		相互距離	5m以上
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離 5m以上
		色 彩	○彩度の高い色（※1）の色数は2色以下 ○彩度の高い色を使用する地色（※2）部分の表示面の面積に対する割合1/2以下（色数が2色以下の場合を除く）
その他の表示方法	○名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示すること ○方向、距離等の誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止 ○集合案内誘導広告物にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること		

※1 マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。

※2 文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。

屋外広告物許可基準抜粋（禁止地域系）

第2種禁止地域			
自家用広告物		表示面積の合計	20㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は10㎡以下）
		数量	4枚（基、個）以下
		敷地内建植え広告物の地上からの高さ	7m以下
		掲出場所	屋上への掲出禁止 （第1種、第2種中高層住居専用地域において、屋上構造物の壁面に掲出する場合を除く）
		色彩	①彩度の高い色（※1）の色数は2色以下 ②彩度の高い色を使用する地色（※2）部分の表示面の面積に対する割合1/2以下（色数が3色以下の場合を除く）
		その他の表示方法	①ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するものでネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く） ②光源の点滅の禁止 その他許可地域の許可基準に適合していること
自己敷地外	建植え （野立広告物）	表示面積	禁止
		地上からの高さ	
		相互距離	
		掲出場所	
		色 彩	
		その他の表示方法	
	建植え （案内誘導広告物）	包括基準	-
		1方向の表示面の面積 （広告塔はそれぞれ接する2方向の表示面の面積の合計）	○2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ○集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計8㎡以下、一つの施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積1㎡以下
		横の長さ	2m以下
		地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認められる場合及び集合案内誘導広告物にあっては5m以下）
		誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km以内
		相互距離	5m以上
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上
		色 彩	○彩度の高い色（※1）の色数は2色以下 ○彩度の高い色を使用する地色（※2）部分の表示面の面積に対する割合1/2以下（色数が2色以下の場合を除く）
その他の表示方法	○名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示すること ○方向、距離等の誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止 ○集合案内誘導広告物にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること		

※1 マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。

※2 文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。

屋外広告物許可基準抜粋（禁止地域系）

第3種禁止地域			
自家用広告物		表示面積の合計	30㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下）
		数量	5枚（基、個）以下
		敷地内建植え広告物の地上からの高さ	10m以下
		掲出場所	-
		色彩	①彩度の高い色（※1）の色数は2色以下 ②彩度の高い色を使用する地色（※2）部分の表示面の面積に対する割合1/2以下（色数が3色以下の場合を除く）
		その他の表示方法	①ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なもの禁止（高速自動車国道等沿道の指定区域内の屋上広告物は光源の点滅禁止） その他許可地域の許可基準に適合していること
自己敷地外	建植え （野立広告物）	表示面積	禁止
		地上からの高さ	
		相互距離	
		掲出場所	
		色 彩	
		その他の表示方法	
	建植え （案内誘導広告物）	包括基準	-
		1方向の表示面の面積 （広告塔はそれぞれ接する2方向の表示面の面積の合計）	○2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ○集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計8㎡以下、一つの施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積1㎡以下
		横の長さ	2m以下
		地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認められる場合及び集合案内誘導広告物にあっては5m以下）
		誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km以内
		相互距離	5m以上
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上
		色 彩	○彩度の高い色（※1）の色数は2色以下 ○彩度の高い色を使用する地色（※2）部分の表示面の面積に対する割合1/2以下（色数が2色以下の場合を除く）
その他の表示方法	○名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示すること ○方向、距離等の誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止 ○集合案内誘導広告物にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること		

※1 マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。

※2 文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。

屋外広告物許可基準抜粋（許可地域系）

特定区域（第1種住居地域、第2種住居地域）				
自己敷地内	屋上利用	広告物の高さ	地上から設置する箇所までの高さ1/2以下かつ5m以下	
		地上からの高さ	47m以下 (超える場合は一定基準を満たすものに限定)	
		掲出場所	木造建築物の屋上への掲出禁止	
		その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物(屋上構造物を除く)の壁面の延長面からの突出禁止 ○支柱や骨組みをルーバーなどにより遮蔽すること ○ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止 	
	壁面利用	表示面積の合計	壁面の1/5以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下)	
		地上からの高さ	47m以下 (超える場合は一定基準を満たすものに限定)	
		その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ○広告幕の規格は、長さ15m以下、幅1.5m以下 ○壁面の外郭線からの突出禁止 ○窓・開口部をふさがない(広告幕を除く) ○意匠が同一のものは、1壁面に1個(枚) 	
	壁面突出	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界から1m以下	
		地上からの高さ	47m以下	
		道路面からの高さ	4.5m以上(歩道上2.5m以上)	
		その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ○壁面の上端を超える突出禁止 ○広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ○交通信号機から10m以内でのネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅は禁止 	
	建植え	表示面積	<ul style="list-style-type: none"> ○広告板 1方向の表示面の面積20㎡以下、表示面積40㎡以下 (LEDサインを使用する場合、1方向の表示面積5㎡以下、表示面積10㎡以下) ○広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下 (LEDサインを使用する場合、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計7.5㎡以下、表示面積15㎡以下) 	
		数 量	2基以下	
		地上からの高さ	15m以下 (LEDサインを使用する場合は10m以下とする。交通信号機からの距離が50m以下の時は5m以下)	
その他の表示方法		地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止		
自己敷地外	建植え (野立広告物)	表示方法	禁止	
	建植え (案内誘導広告物)	1方向の表示面の面積 (広告塔はそれぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ○2㎡以下(集合案内誘導広告物を除く) ○集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計8㎡以下、一つの施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積1㎡以下 	
		横の長さ	2m以下	
		地上からの高さ	3m以下(市長が特にやむを得ないと認められる場合及び集合案内誘導広告物にあっては5m以下)	
		誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km以内	
		相互距離	5m以上	
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上	
	色 彩	彩度の高い色(※1)の色数は2色以下 彩度の高い色を使用する地色(※2)部分の表示面の面積に対する割合1/2以下 (色数が2色以下の場合を除く)		
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ○名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示すること ○方向、距離等の誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止 ○集合案内誘導広告物にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること 			

※1 マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。

※2 文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。

屋外広告物許可基準抜粋（許可地域系）

特定区域（準工業地域）				
自己敷地内	屋上利用	広告物の高さ	地上から設置する箇所までの高さ1/2以下かつ7m以下	
		地上からの高さ	47m以下 (超える場合は一定基準を満たすものに限定)	
		掲出場所	木造建築物の屋上への掲出禁止	
		その他の表示方法	○建築物(屋上構造物を除く)の壁面の延長面からの突出禁止 ○支柱や骨組みをルーバーなどにより遮蔽すること ○ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止	
	壁面利用	表示面積の合計	壁面の1/5以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下)	
		地上からの高さ	47m以下 (超える場合は一定基準を満たすものに限定)	
		その他の表示方法	○広告幕の規格は、長さ15m以下、幅1.5m以下 ○壁面の外郭線からの突出禁止 ○窓・開口部をふさがない(広告幕を除く) ○意匠が同一のものは、1壁面に1個(枚)	
	壁面突出	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界から1m以下	
		地上からの高さ	47m以下	
		道路面からの高さ	4.5m以上(歩道上2.5m以上)	
		その他の表示方法	○壁面の上端を超える突出禁止 ○広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ○交通信号機から10m以内でのネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅は禁止	
	建植え	表示面積	○広告板 1方向の表示面の面積20㎡以下、表示面積40㎡以下 (LEDサインを使用する場合、1方向の表示面積5㎡以下、表示面積10㎡以下) ○広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下 (LEDサインを使用する場合、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計7.5㎡以下、表示面積15㎡以下)	
		数 量	2基以下	
地上からの高さ		15m以下 (LEDサインを使用する場合は10m以下とする。交通信号機からの距離が50m以下の時は5m以下)		
その他の表示方法		地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止		
自己敷地外	建植え (野立広告物)	表示方法	禁止	
	建植え (案内誘導広告物)	1方向の表示面の面積 (広告塔はそれぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	○2㎡以下(集合案内誘導広告物を除く) ○集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計8㎡以下、一つの施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積1㎡以下	
		横の長さ	2m以下	
		地上からの高さ	3m以下(市長が特にやむを得ないと認められる場合及び集合案内誘導広告物にあっては5m以下)	
		誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km以内	
		相互距離	5m以上	
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上	
	色 彩	彩度の高い色(※1)の色数は2色以下 彩度の高い色を使用する地色(※2)部分の表示面の面積に対する割合1/2以下 (色数が2色以下の場合を除く)		
その他の表示方法	○名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示すること ○方向、距離等の誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止 ○集合案内誘導広告物にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること			

※1 マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。

※2 文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。

屋外広告物許可基準抜粋（許可地域系）

特定区域（近隣商業地域）				
自己敷地内	屋上利用	広告物の高さ	地上から設置する箇所までの高さ2/3以下かつ10m以下	
		地上からの高さ	52m以下 (超える場合は一定基準を満たすものに限定)	
		掲出場所	木造建築物の屋上への掲出禁止	
		その他の表示方法	○建築物(屋上構造物を除く)の壁面の延長面からの突出禁止 ○支柱や骨組みをルーバーなどにより遮蔽すること	
	壁面利用	表示面積の合計	壁面の1/4以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/4以下)	
		地上からの高さ	52m以下 (超える場合は一定基準を満たすものに限定)	
		その他の表示方法	○広告幕の規格は、長さ15m以下、幅1.5m以下 ○壁面の外郭線からの突出禁止 ○窓・開口部をふさがない(広告幕を除く) ○意匠が同一のものは、1壁面に1個(枚)	
	壁面突出	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界から1m以下	
		地上からの高さ	52m以下	
		道路面からの高さ	4.5m以上(歩道上2.5m以上)	
		その他の表示方法	○壁面の上端を超える突出禁止 ○広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ○交通信号機から10m以内でのネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅は禁止	
	建植え	表示面積	○広告板 1方向の表示面の面積20㎡以下、表示面積40㎡以下 (LEDサインを使用する場合は、1方向の表示面積5㎡以下、表示面積10㎡以下) ○広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下 (LEDサインを使用する場合は、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計7.5㎡以下、表示面積15㎡以下)	
数 量		2基以下		
地上からの高さ		15m以下 (LEDサインを使用する場合は10m以下とする。交通信号機からの距離が50m以下の時は5m以下)		
その他の表示方法		-		
自己敷地外	建植え (野立広告物)	表示方法	禁止	
	建植え (案内誘導広告物)	1方向の表示面の面積 (広告塔はそれぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	○2㎡以下(集合案内誘導広告物を除く) ○集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計8㎡以下、一つの施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積1㎡以下	
		横の長さ	2m以下	
		地上からの高さ	3m以下(市長が特にやむを得ないと認められる場合及び集合案内誘導広告物にあっては5m以下)	
		誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km以内	
		相互距離	5m以上	
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上	
	色 彩	彩度の高い色(※1)の色数は2色以下 彩度の高い色を使用する地色(※2)部分の表示面の面積に対する割合1/2以下 (色数が2色以下の場合を除く)		
その他の表示方法	○名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示すること ○方向、距離等の誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止 ○集合案内誘導広告物にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること			

※1 マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。

※2 文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。

屋外広告物許可基準抜粋（許可地域系）

市街化調整区域、中都市計画区域、都市計画区域外			
自己敷地内	屋上利用	広告物の高さ	地上から設置する箇所までの高さ1/2以下かつ5m以下
		地上からの高さ	47m以下 (超える場合は一定基準を満たすものに限定)
		掲出場所	木造建築物の屋上への掲出禁止
		その他の表示方法	建築物(屋上構造物を除く)の壁面の延長面からの突出禁止 支柱や骨組みをルーバーなどにより遮蔽すること ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用かつ光源の点滅が急速なものの禁止
	壁面利用	表示面積の合計	壁面の1/5以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下)
		地上からの高さ	47m以下 (超える場合は一定基準を満たすものに限定)
		その他の表示方法	広告幕の規格は、長さ15m以下、幅1.5m以下 壁面の外郭線からの突出禁止 窓・開口部をふさがない(広告幕を除く) 意匠が同一のものは、1壁面に1個(枚)
	壁面突出	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界から1m以下
		地上からの高さ	47m以下
		道路面からの高さ	4.5m以上(歩道上2.5m以上)
		その他の表示方法	壁面の上端を超える突出禁止 広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと 交通信号機から10m以内でのネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用かつ光源の点滅は禁止
	建植え	表示面積	広告板 1方向の表示面の面積20㎡以下、表示面積40㎡以下 (LEDサインを使用する場合は、1方向の表示面積5㎡以下、表示面積10㎡以下) 広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下 (LEDサインを使用する場合は、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計7.5㎡以下、表示面積15㎡以下)
		数 量	2基以下
		地上からの高さ	15m以下 (LEDサインを使用する場合は10m以下とする。交通信号機からの距離が50m以下の時は5m以下)
		その他の表示方法	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用 かつ、光源の点滅が急速なものの禁止
	自己敷地外	建植え (野立広告物) (案内誘導広告物)	表示面積
地上からの高さ			①広告板 5m以下 ②広告塔 10m以下
相互距離			5m以上
掲出場所			交通信号機・踏切からの距離 5m以上
色 彩			彩度の高い色(※1)の色数は2色以下
その他の表示方法			ネオンサイン等の使用、かつ、光源の点滅の禁止

※1 マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。

※2 文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。

屋外広告物許可基準抜粋（許可地域系）

第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域			
自己敷地内	屋上利用	広告物の高さ	地上から設置する箇所までの高さ1/2以下かつ5m以下
		地上からの高さ	47m以下 (超える場合は一定基準を満たすものに限定)
		掲出場所	木造建築物の屋上への掲出禁止
		その他の表示方法	建築物(屋上構造物を除く)の壁面の延長面からの突出禁止 支柱や骨組みをルーバーなどにより遮蔽すること ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用かつ光源の点滅が急速なものの禁止
	壁面利用	表示面積の合計	壁面の1/5以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下)
		地上からの高さ	47m以下 (超える場合は一定基準を満たすものに限定)
		その他の表示方法	広告幕の規格は、長さ15m以下、幅1.5m以下 壁面の外郭線からの突出禁止 窓・開口部をふさがない(広告幕を除く) 意匠が同一のものは、1壁面に1個(枚)
	壁面突出	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界から1m以下
		地上からの高さ	47m以下
		道路面からの高さ	4.5m以上(歩道上2.5m以上)
		その他の表示方法	壁面の上端を超える突出禁止 広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと 交通信号機から10m以内でのネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用かつ光源の点滅は禁止
	建植え	表示面積	広告板 1方向の表示面の面積20㎡以下、表示面積40㎡以下 (LEDサインを使用する場合、1方向の表示面積5㎡以下、表示面積10㎡以下) 広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下 (LEDサインを使用する場合、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計7.5㎡以下、表示面積15㎡以下)
		数 量	2基以下
		地上からの高さ	15m以下 (LEDサインを使用する場合は10m以下とする。交通信号機からの距離が50m以下の時は5m以下)
		その他の表示方法	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用 かつ、光源の点滅が急速なものの禁止
	自己敷地外	建植え (野立広告物) (案内誘導広告物)	表示面積
地上からの高さ			広告板 5m以下 広告塔 10m以下
相互距離			5m以上
掲出場所			交通信号機・踏切からの距離 5m以上
色 彩			彩度の高い色(※1)の色数は2色以下
その他の表示方法			ネオンサイン等の使用、かつ、光源の点滅の禁止

※1 マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。

※2 文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。

屋外広告物許可基準抜粋 (許可地域系)

準工業地域、工業地域、工業専用地域

準工業地域、工業地域、工業専用地域			
自己敷地内	屋上利用	広告物の高さ	地上から設置する箇所までの高さ1/2以下かつ7m以下
		地上からの高さ	47m以下 (超える場合は一定基準を満たすものに限定)
		掲出場所	木造建築物の屋上への掲出禁止
		その他の表示方法	建築物(屋上構造物を除く)の壁面の延長面からの突出禁止 支柱や骨組みをルーバーなどにより遮蔽すること ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用かつ光源の点滅が急速なものの禁止
	壁面利用	表示面積の合計	壁面の1/5以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下)
		地上からの高さ	47m以下 (超える場合は一定基準を満たすものに限定)
		その他の表示方法	広告幕の規格は、長さ15m以下、幅1.5m以下 壁面の外郭線からの突出禁止 窓・開口部をふさがない(広告幕を除く) 意匠が同一のものは、1壁面に1個(枚)
	壁面突出	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界から1m以下
		地上からの高さ	47m以下
		道路面からの高さ	4.5m以上(歩道上2.5m以上)
		その他の表示方法	壁面の上端を超える突出禁止 広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと 交通信号機から10m以内でのネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用かつ光源の点滅は禁止
	建植え	表示面積	広告板 1方向の表示面の面積20㎡以下、表示面積40㎡以下 (LEDサインを使用する場合は、1方向の表示面積5㎡以下、表示面積10㎡以下) 広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下 (LEDサインを使用する場合は、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計7.5㎡以下、表示面積15㎡以下)
		数 量	2基以下
		地上からの高さ	15m以下 (LEDサインを使用する場合は10m以下とする。交通信号機からの距離が50m以下の時は5m以下)
		その他の表示方法	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用 かつ、光源の点滅が急速なものの禁止
	自己敷地外	建植え (野立広告物) (案内誘導広告物)	表示面積
地上からの高さ			①広告板 5m以下 ②広告塔 10m以下
相互距離			5m以上
掲出場所			交通信号機・踏切からの距離 5m以上
色 彩			彩度の高い色(※1)の色数は2色以下
その他の表示方法			ネオンサイン等の使用、かつ、光源の点滅の禁止

※1 マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。

※2 文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。

屋外広告物許可基準抜粋 (許可地域系)

近隣商業地域、商業地域

近隣商業地域、商業地域			
自己敷地内	屋上利用	広告物の高さ	地上から設置する箇所までの高さ2/3以下かつ10m以下
		地上からの高さ	52m以下 (超える場合は一定基準を満たすものに限定)
		掲出場所	木造建築物の屋上への掲出禁止
		その他の表示方法	建築物(屋上構造物を除く)の壁面の延長面からの突出禁止 支柱や骨組みをルーバーなどにより遮蔽すること
	壁面利用	表示面積の合計	壁面の1/4以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/4以下)
		地上からの高さ	52m以下 (超える場合は一定基準を満たすものに限定)
		その他の表示方法	広告幕の規格は、長さ15m以下、幅1.5m以下 壁面の外郭線からの突出禁止 窓・開口部をふさがない(広告幕を除く) 意匠が同一のものは、1壁面に1個(枚)
	壁面突出	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界から1m以下
		地上からの高さ	52m以下
		道路面からの高さ	4.5m以上(歩道上2.5m以上)
		その他の表示方法	壁面の上端を超える突出禁止 広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと 交通信号機から10m以内でのネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用かつ光源の点滅は禁止
	建植え	表示面積	広告板 1方向の表示面の面積20㎡以下、表示面積40㎡以下 (LEDサインを使用する場合、1方向の表示面積5㎡以下、表示面積10㎡以下) 広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下 (LEDサインを使用する場合、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計7.5㎡以下、表示面積15㎡以下)
数 量		2基以下	
地上からの高さ		15m以下 (LEDサインを使用する場合は10m以下とする。交通信号機からの距離が50m以下の時は5m以下)	
その他の表示方法			
自己敷地外	建植え (野立広告物) (案内誘導広告物)	表示面積	①広告板 1方向の表示面の面積10㎡以下、表示面積20㎡以下 (路端距離100m以上のものは、1方向の表示面積20㎡以下、表示面積40㎡以下) ②広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計15㎡以下、表示面積30㎡以下 (路端距離100m以上のものは、2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下)
		地上からの高さ	①広告板 5m以下 ②広告塔 10m以下
		相互距離	5m以上
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離 5m以上
		色 彩	彩度の高い色(※1)の色数は2色以下
その他の表示方法	ネオンサイン等の使用、かつ、光源の点滅の禁止		

※1 マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。

※2 文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。

屋外広告物許可基準抜粋

その他	電柱利用	規 格	表示面積0.5㎡以下 (①突出するもの 縦1.2m以下、横0.45m以下 ②巻き付けるもの 縦1.5m以下)
		数 量	電柱1本につき、突出するもの、巻き付けるもの各1個
		道路面からの高さ	①突出するもの 4.5m以上(歩道上2.5m以上) ②巻き付けるもの 1.2m以上
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離 5m以上
		色 彩	彩度の高い色(※1)の色数は2色以下 地色への彩度の高い色の使用禁止
	その他の表示方法	突出するもの 設置する方向が歩車道の区分のある道路にあつては歩道側、その他の道路にあつては路肩側とすること 電柱から垂直に0.15m離して上下端しを塗装した帯鉄で取り付けること	
	街灯利用	規 格	表示面積0.2㎡以下
		数 量	街灯1本につき、突出するもの1個
		道路面からの高さ	突出するもの4.5m以上(歩道上2.5m以上)
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離 5m以上
色 彩		彩度の高い色(※1)の色数は2色以下 地色への彩度の高い色の使用禁止(色数が2色以下の場合を除く)	
その他の表示方法	商店街、自治会等が商店街名、町名等を表示するためのものとする 同一商店街に掲出するものにあつては、規格を統一すること 厚さ0.15m以下の板状又は箱状の燃えにくい構造とすること		

※1 マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。

※2 文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。